# 公益財団法人日本セーリング連盟 通報相談処理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本セーリング連盟(以下、連盟という。)定款第3条及び第4条に規定する目的、事業の遂行のため、スポーツを行う者の権利利益を保護し、公正な環境の下でスポーツに親しむ機会を確保し、スポーツの場における暴力行為、パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、その他の組織的または個人的な不当な行為等の早期発見と是正及び再発の防止に努めることを目的とする。

### (通報相談窓口)

- 第2条 連盟は、不当行為等の通報相談を受け付けるため、通報相談窓口を設置する。
- 2 通報相談窓口は、以下の2つとする。
  - (1) 連盟事務局
  - (2) 所定の法律事務所
- 3 通報相談窓口を利用する者(以下、単に「利用者」という)は、前項記載の通報相談窓口を自由に選択して利用することができる。

### (利用方法)

- 第3条 通報相談窓口の利用方法は、電話、FAX、電子メール、書面、面談とする。
- 2 連盟は、通報相談窓口の連絡先をホームページ等に掲載する等し、その周知徹底を図るものとする。
- 3 通報相談窓口では、利用者の秘密保持に配慮の上、利用者の氏名、連絡先、通報相談内容を把握するとともに、利用者に対する不利益な取扱いがなされないよう取り進めることを説明する。
- 4 利用者は、通報相談内容に係る事実について、行為者の氏名及び行為の事実を明らかにし、事実が確実にあると信じるに足りる相当な根拠を示して行うよう努めなければならない。
- 5 通報相談窓口に対する通報等が匿名であっても、通報相談内容等が事実であると信じるに足りる相当な根拠が示される場合については、通報等に準じて調査の実施及び調査結果に基づく措置を講じる。
- 6 通報相談窓口は、利用者の連絡先が確保出来ないこと等によって、本規程に定める事実関係の 調査、その他の責務を遂げることに著しい支障を来たす場合には、その責務を免除されるもの とする。

# (利用者)

第4条 利用者は、連盟並びに連盟加盟団体、連盟特別加盟団体、連盟加盟のクラブ等の団体(以下、連盟加盟団体から連盟加盟のクラブ等の団体を総称して「連盟加盟団体等」という。)の役・職員、 倫理規程第2条に該当する者及びこれらいずれかに該当した者で、その地位・身分でなくなってから2年を経過しない者とする。

### (対応事項)

第5条 通報相談窓口で対応する事項は、連盟(連盟役職員並びに連盟の事業に従事するその他の者を含む。)及び連盟加盟団体等についての法令違反、それに準じる反社会的行為又は倫理規程違反行為とする。但し、個人の職務外の法令違反等の行為並びに、私怨、誹謗中傷、不平不満に関するものは除く。

2 連盟は、連盟以外に利用者が使用すべき適切な通報窓口等が他に設置されており、十分に対応 出来得る案件と判断される場合及び、検討の結果、連盟として事実調査に取り組まないと判断 した場合は、その旨理由を付して利用者に通知する。

## (調査機関)

- 第6条 利用者からの相談事項を受理した窓口は、相談内容を連盟倫理委員会委員長に報告する。
- 2 前項の報告を受け、連盟倫理委員会委員長は、連盟倫理委員会に事実の調査をさせるものとする。ただし、当該事案に利害関係を有する者は、事実の調査に関与することはできない。

# (秘密の保持)

- 第7条 利用者からの相談事項を受理した窓口は、通報等に関する事実並びに通報者の個人情報を秘密 として厳正に管理する。
- 2 通報相談窓口に寄せられた通報対象事項の事実調査に携わる者は、善良な管理者の注意をもって、通報等に関する事実を秘密として厳正に管理保持する。
- 3 通報相談窓口に寄せられた全ての通報対象事項は、原則として、会長、副会長、専務理事、常 務理事、連盟コンプライアンス委員会委員長、連盟倫理委員会委員長及び連盟総務委員会委員 長のみが把握する。但し、特別の事情があるときはこの限りではない。

#### (事実調査)

- 第8条 連盟倫理委員会は、事実調査にあたり、利用者の秘密を守り、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で調査を行う。
- 2 前項による調査中は、調査の進捗状況について適宜、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮の上、利用者に通知するとともに、調査結果についても、可及的速やかに取りまとめ、遅滞なく通知する。

# (事実調査への協力)

- 第9条 連盟事務局、他の連盟委員会及び連盟加盟団体等は、連盟倫理委員会から通報等された事項の 事実調査に際して協力を求められた場合、それに協力する義務を負う。
- 2 連盟は、通報等された事項の事実関係の調査に際して連盟加盟団体等への協力が求められた場合には、当該連盟加盟団体等に対し連盟倫理委員会その他の委員会による事実の調査への協力を要請する。

### (報告等)

- 第10条 連盟倫理委員会は、調査の結果、懲戒規程に基づく事実調査及び懲戒手続の必要性が生じた場合、懲戒規程に基づく措置を採る。
- 2 連盟倫理委員会は、調査の結果、懲戒規程に基づく事実調査及び懲戒手続の必要性がないもの と判断した場合、その旨を連盟理事会に報告する。
- 3 連盟倫理委員会は、調査の結果、他の連盟委員会若しくは連盟加盟団体等による措置を採ることが相当と判断した場合、その旨を適切な機関に通知する。

## (不利益取扱の禁止)

- 第11条 連盟は、利用者が通報相談窓口を利用したことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。
- 2 連盟は、利用者が通報相談窓口を利用したことを理由として、不利益に取扱われないように適切な措置を執り、もしくは連盟加盟団体等にこれを取らせるものとする。

3 連盟は、利用者に不利益な取扱いや嫌がらせ等を行なった者が居た場合は、連盟所定の規則に 従って相当な処分を行うことができる。

### (個人情報の保護)

- 第12条 連盟及び本規程に定める業務に携わる者は、通報相談窓口に寄せられた内容及び調査で得られた個人情報を正当な理由なく開示してはならない。但し、規程に基づく各種措置を講ずるにあたり、必要最小限の範囲で開示しなければならない場合については、この限りではない。
- 2 連盟は、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、連盟所定の規則に従って相当な処分を 科すことができる。

### (再発防止策)

- 第13条 連盟は、通報等処理終了後、再発していないか、是正措置及び再発防止対策が十分に機能しているかを確認するとともに、必要に応じ、通報相談窓口の仕組みの改善や、新たな是正措置及び再発防止策を講じることに努めるものとする。
- 2 連盟は、利用者に対し、利用したことを理由として不利益な取扱いや嫌がらせが行われていないかを確認する等、利用者保護に係る十分なフォローアップに努めるものとする。

### (公表)

第14条 連盟は、通報相談窓口の利用について、調査の結果、通報等対象事項に事実があり措置を執った時は、利用者及び被通報者や当該調査に協力した者等の秘密保持に十分に配慮しつつ、当該通報等の内容、調査の結果及び措置の内容について公表するものとする。

# (規程の改廃)

第15条 本規程は、連盟理事会の決議により変更することが出来る。

### 附則

本規程は、2013年6月15日から施行する。

本規程は、2021年2月27日から改訂施行する。